

杵つきもちの認証基準

制定 平成15年 5月 2日
改正 平成19年 1月 5日
改正 平成27年 4月 1日
改正 令和 3年 4月 1日

(適用の範囲)

第1 この基準は、島根県内で製造された杵つきもちに適用する。

(定義)

第2 この基準において、杵つきもちとは、もち米を蒸気で蒸したものを杵又は杵式の製餅機で成形し、固めたものをいう。

(品質等)

第3 杵つきもちの品質等の基準は、次のとおりとする。

1 品質

食感、色調、香味が良好であること。

2 使用原材料

(1) 主たる原材料は、島根県内で生産されたもち米であること。

(2) (1)の他、副原材料として、大豆、ごま、しそ、よもぎ等の農産物、糖類、食塩を使用することができる。

(3) (2)の副原材料は国内産でかつ原材料に占める重量の割合が10%以下であること。

(表示)

第4 杵つきもちの表示は、食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）、及び計量法（平成4年5月20日法律51号）の規定に適合していること。また、次に定めることについては、これにより行うこととする。

区 分	基 準
義務表示 (一括表示)	名称 「杵つきもち」と記載すること。
特色ある原材料等の表示	次のいずれかの方法によりもち米の産地を表示すること。 1 原材料名の文字(もち米)の次ぎに、括弧を付して「島根県産100%」等と記載すること。 2 「もち米島根県産100%使用」等、島根県産のもち米を使用している旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

(表示に係る経過措置)

第5 食品表示法の施行の日から5年を経過した日までに製造され、加工される杵つきもちの表示については、第4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。